

1. はじめに

(1) 石狩市自治基本条例に定義された町内会

石狩市では平成20年4月1日より「石狩市自治基本条例」が施行されました。この条例は石狩市の最高規範として位置づけられ、市民と市、市民同士が協働してよりよいまちづくりを行うために、共通の目標や理念、決まりごとなどを定めています。

この条例の中で、町内会は、高齢者クラブ、子ども会などと共に、地域に密着した活動を行う中で、会員の親睦とともにそれぞれの地域に根ざしたまちづくりを展開している組織であること、協働のまちづくりを進める上で大きな役割を果たすことが期待されることから、「地域コミュニティ組織」として初めて条例で定義づけられました。

石狩市自治基本条例 第2条第7号

(7) 地域コミュニティ組織 石狩市内の一定の地域を活動範囲として、その地域の関心事、課題等を解決するために活動する市民組織をいう。

さらに、条例の中では、協働のまちづくりの中で、地域を面的にカバーした取組が効果的と思われる公共的サービス（防災、防犯、生活環境向上、青少年健全育成など）を向上させる上で、町内会や子ども会など地縁型の地域コミュニティ組織が重要な役割を果たすことが期待されています。しかし、地域コミュニティ組織は、そこに住む住民の参加や協力なしには機能しないという性格を持っているため、住民には、まず地域コミュニティの役割を認識していただき、自主的にその活動に参加協力することを求めています。

石狩市自治基本条例 第26条

(地域コミュニティ組織)

第26条 住民は、協働によるまちづくりを進める上で地域コミュニティ組織が果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めるものとする。

(2) しおり発行の目的

近年、町内会活動の課題のひとつとして、町内会役員の1年交代などにより、円滑な活動を継続することが困難であるということがいわれています。また、町内会と市役所の協働によるまちづくりの歴史は古く、町内会に係る市役所の窓口や制度は多岐にわたっており、窓口や制度が、わかりづらい・不便であるという声があります。

そういった、町内会の円滑な運営や活動を促進するため、町内会の運営や活動についての基本的な項目から、市の主な窓口、各種助成制度や協働事業について解説した「町内会・自治会活動のしおり」を石狩市連合町内会連絡協議会と市が共同で作成しました。

町内会活動に関する相談窓口は・・・

石狩市連合町内会連絡協議会事務局（市役所1階 広聴・市民生活課内）

環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3143 (Fax72-3199)

厚田支所地域振興課 ☎78-2012 (Fax78-2718)

浜益支所市民福祉課 ☎79-2112 (Fax79-2350)